

**【テーマ】**

憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしを求める。とりわけ「地域人権」の観点から

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、  
のために国の責任と施策の充実を求める。

**①政府要求に対する基本的な立場と各省共通要求**

- 1, 国民主権や戦争放棄、生存権をはじめとする基本的人権を明記する日本国憲法の尊重・擁護の立場から、国民の「貧困と格差、不平等」を拡大する政策の抜本的見直しをはかり、消費増税を止めて、社会保障の充実など人間らしい生活のできる条件を整備されたい。
- 2, 政府が交渉を進める T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) は、関税と非関税障壁の撤廃を原則としている。これにより農業への壊滅的打撃にとどまらず、医療、金融、共済、労働、公共入札、食の安全など、国民生活のあらゆる分野に影響が及ぶ。国民が営々と守り育ててきた日本的慣行やシステム、諸制度が弱肉強食のアメリカ型に置き換えられる。T P P 交渉からの撤退を強く要求する。
- 3, 大震災・原発災害からまもなく 4 年を迎える。被災地では復興に向けて懸命の努力が続けられているが、生活と生業の再建は遅々として進んでいない。原発事故は政府が言う「収束」の見通しも立たず、放射能被害が拡大している。被災地に住民が戻り、暮らし続けていける地域としての復興を強く求める。  
原発対策については、断層などによる震源地域で特に大事故が予想される原発や稼働年数の長い原発は即座に停止し、すべての原発再稼働を行わず、廃炉に取り組むこと。あわせて、自然エネルギー利用の拡大、普及に取り組み電

力の安定供給をめざすこと。原発の輸出は直ちに禁止すること。これら原発依存を改め、将来にわたって原発による放射能汚染から住民を守る政策を確立されたい。

4、部落問題に係わっては、2002年3月末の特別法失効後13年を迎えるが、一般対策に工夫を加えた諸事業は、実際的には旧同和地区が対象であり同和対策の延長となっている。社会問題としての部落問題解決の到達点からして既に有害であり社会的交流を疎外する。諸施策の全面的廃止をはかられたい。

### (1) 農林水産省

1、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は、「例外なき関税ゼロ」を大原則にしている。TPPに参加すれば、農産物の輸入は完全に自由化され、食料自給率は13%まで低下する。交渉9カ国が発表したTPP「大要」では、「商品・サービス貿易や投資への関税や障壁を撤廃する」と明記され、後から参加したカナダ、メキシコは「すでに合意した条文はすべて受け入れる」ことが条件にされた。TPPに参加しないことが、食料自給率を向上させ、農林漁業と農村を再生させる道である。しかもTPPに参加すれば、農林水産業やその関連産業で約350万人もの就業機会が奪われると試算されており（農林水産省）、「成長戦略」どころか、雇用と地域経済、内需に大打撃となる。政府の反対姿勢を明確にされたい。

すでに、アメリカとの「事前交渉」などで、輸入牛肉のBSE（牛海綿状脳症）対策、輸入食品・農産物の検査、遺伝子組み換えなどの食品表示、残留農薬や食品添加物の規制などの大幅な緩和が迫られているが、国民のいのちを守る立場から、安易な妥協は許されない。完全撤退を強く求める。

2、食糧自給率向上のための予算を拡充すること。価格保障・所得補償抜きで生産調整からの政府撤退は、安心して農業に励める施策に逆行する。米の再生産が可能となる60キロ16600円以上の米価保障のための施策を求める。山村地域の基幹産業として日本の林業・木材産業の再生をはかるために、外材依存体制を転換し、地域の実態に即した産地づくりに取り組まされたい。「環境税」の使途に、CO2吸収源対策を位置づけ、森林整備による地球温暖化対策の実効性を高め、資源循環型の林業—木材産業の振興に必要な財源を確保されたい。

漁業の生産コストに大きな比重を占める燃油について、現在、時限立法で措置されている減免措置（軽油引取税など）を恒久化されたい。

3、営農集団などが行う地域の特産品生産・流通・販売に対し、各種の制度などを活用するなどして援助をされたい。

## (2) 国土交通省

- 1, 住まいは人権の立場で公営住宅の比率の高い地域での継続的な街づくり発展のために、年齢、階層などバランスのとれた都市計画、各種の振興策を実施すること。そのために、親から子への入居権の継承や地域の実状にあう入居基準にされたい。
- 2, 若年や高齢者の単身世帯が急増している。民間賃貸アパートなどに入居者に対して家賃補助をつくられたい。また公営住宅に単身世帯が入居できるよう制限の撤廃を求める。さらに入居に当たっての身元保証人制度は自治体などが援助できるようにされたい。
- 3, 公営・改良住宅の改善および建て替えを円滑に促進するために、国の補助率や補助単価を大幅に引き上げられたい。また空き室公募の自治体への徹底と係わりことさらに同和対策の経過を強調するような広報は止められたい。
  - (1) 公営・改良住宅の管理について、もとより公平性・公益性のない地元管理委託はただちにやめること。また、改良住宅における応能応益はかつて65%の進捗であったが今日の到達はどうか。また公営入居者との公平を徹底する上からもさらに指導を強められたい。その際に、近傍同種などという「応益」が「公営性」を損ね、異常な家賃形態になっている所もある。住まいは人権に関わる問題である。「公営性」にかなう家賃体系、上限を設定し、一方では不適正入居や家賃不払いを是正されたい。
  - (2) 不良住宅を改良する目的で建てられた公営中高層住宅は築40年から50年を経過し、老朽化がすすんでいる。また、入居者も高齢化がすすみ、エレベーターの未設置などバリアフリーも遅れている。その一方、若年層は地域外へ流出するなど、地域づくりをすすめていく上で大きな障害となっている。公営住宅を維持し世代交流ができるよう工夫されたい。
- 4, 高齢化の進んでいる地域では、地域内交通の不便さが指摘されており、コミュニティバス、移送タクシー等による地域の足の確保が求められている。国として大幅な助成制度をつくるとともに、自治体への指導も徹底されたい。
- 5, 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業(要綱 2006年8月国住整備38-2号)については、限度額を引き上げるなど充実をはかるとともに、財源は国の負担とし、償還完了まで実施されたい。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」「債権放棄」にかかる滞納債権については、連帯保証人が死亡した場合も同様に、全額国で負担措置されたい。また債権回収マニュアルの簡易版を作成されたい。それから貸付金滞納状況(各県別の資料)を示されたい。
- 6, 超高齢社会の到来のもとで高齢者専用賃貸住宅などのサービス付き高齢者向け住宅の意義は重要性を増しているが、今後の補助金制度の見直しなどを具体的に明らかにされたい。
- 7, 危険「空き家」をなくすため固定資産税の軽減をはじめ対策を強化されたい。

### (3) 経済産業省

- 1, 国民に大增税をもたらす、所得税の各種控除や課税最低限の引き下げをやめること、特に所得格差を拡大し低所得者の生活を破壊する消費税率を引き上げず、果敢に引き下げをはかられたい。消費税に係わり食料品をはじめ生活必需品は、ただちに非課税にされたい。
- 2, 同和高度化資金の貸し付け及び償還状況を県別に明らかにし、返済指導と不正排除の徹底をされたい。
- 3, 高額図書購入強要、指名入札への参画、工事請負への参入など「えせ同和行為」がいまだ横行している。省が把握している現状を明らかにし、行政・企業に対する指導と啓発の強化をはかられたい。
- 4, 靴・履物産業の振興をはかるため、製品に関する科学的な研究の確立と充実をはじめ、中小零細業者に対する新製品・デザイン開発、技術の向上と継承、技術者・人材育成、国際見本市への参加、官公需や輸出を含む販路の拡大など、大幅な予算措置をとって実効ある具体的対策に本格的にとりくむこと。
  - (1) 皮革産業振興対策事業を大幅に増額するとともに、地方に対する国庫補助について特段の予算増額措置をはかること。
  - (2) 包括的に「貿易障壁」をすべて撤廃しようとするTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加は、日本の農業、漁業をはじめ地域経済を破壊するものであり、これへ全面参加によって340万人の雇用が失われることを農林水産省ですら試算している。またTPPへの参加は我が国の有力な地場産業である靴・履物産業を存亡の危機に追いやるものである。政府はTPPへの交渉参加を断念すること。
  - (3) 産業を守り、働くものの仕事確保をはかるためにも、革靴の輸入自由化に反対し、WTO協定の改定について提起し、WTO協定の「セーフガードにかんする協定」を発動して革靴の輸入数量の制限をはかること。また、そのための「実態調査」にただちに着手すること。
  - (4) 現行の関税割当(TQ)制度の維持・強化を断固はかるとともに、これ以上の革靴の大量輸入を防止するあらゆる積極的な措置をとること。当然のこととして、二国間等の自由貿易交渉や貿易自由化交渉・ラウンド協議においても、労働団体を含む関係業界団体に対する情報提供をすすめるとともに、現行制度の維持・存続と輸入枠の拡大抑制のための強力な主張を展開して、これを断固守りぬくこと。また、国内で審議・決定される関税割当基準数量については、今年度の実績をふまえ、今後一切拡大しないこと。また数量についての科学的かつ明確な根拠を示すこと。
- 5, 東日本大震災の被災地の復旧・復興、被災者の生活と生業の再建にむけた予算を拡充し速やかに執行されたい。
- 6, 汚染水漏れが深刻化する福島第1原発の早急なる防止策の実現をはかるとともに、「原発ゼロ」の国民の願いを受け止めて全国の原発の再稼働を容認しないこと。

#### (4) 法務省(人権擁護局) - 2月20日(金) 午前11~12時-

1, 「国内人権機関」について、以下の点を求める。

- ①国連パリ原則に沿った、独立性と実効性が確保されるものにする
- ②人権委員会は権力や大企業による人権侵害のみを強制的に救済できるようにする
- ③言論・出版の自由に係わり定義があいまいで規制につながる「不当な差別的言動」「誘発・助長」などは法の目的記述からはずす
- ④人権擁護委員の国籍条項をなくす
- ⑤国民の権利実態をふまえ、法律の必要性などそもそもからの議論が行えるようにする
- ⑥国連に対し日本国内での議論の正しい情報提供を求める。

2, 人権擁護機関の充実・強化を図りたい。

①機関の国民への周知徹底、②職員数の増員と専門性の強化、③委員制度の形骸化、名誉職化、高齢化などを改善するために財政的保障も含めた選出方法の抜本的な改正、を図りたい。

また、人権侵犯に対する判断に不服がある場合の申し立て手続きの創設、②申請者の申請権の明示、調査結果の回答義務や決定理由の明示義務の明確化、申告者と被申告者の同席による意見陳述の提供など、人権侵犯処理規程の見直しを図りたい。

3, いわゆる「ヘイトスピーチ」について、人権侵犯事案として把握しているか。

どの程度の案件を把握しているか。「ヘイトスピーチ」対策として省はどのような予算を考えているか。「ヘイトスピーチ」を規制する新規立法が必要と考えるか。既存法制の改正で対応できると考えているか。

国連の自由権及び人種差別撤廃委員会が日本政府に対して「ヘイトスピーチ」対策(法規制も含め)を求めている事に対する認識は。国連の関係委員会は「人種」の「世系」概念に部落問題は含むとするが、政府の見解は如何か。

「ヘイトスピーチ」規制は、国民の言論表現の自由を侵害・抵触するものであってはならない。新規立法については慎重な対応を求める。

4, 部落(同和)問題の解決にあたり、政府審議会や協議会は様々な検討結果を

「意見具申」等にまとめてきた。とりわけ1986年「意見具申」は、行政の主体性欠如や啓発に適さない糺弾、エセ同和行為など何が問題の背景にあるかを明らかにしたが、そこで示された観点は今日でも有効であると考え。

解決を阻害している今日的要因をどのように認識しているか。さらに特別法終結以降、人権啓発の効果や課題についての認識を示されたい。

この間の話し合いで、同和問題の現状について、人権啓発パンフレット「心ひらこうー同和問題はいま」は、人権侵犯処理のなかでの割合や中味の変化を示さず、解決へと前進している婚姻などの変化した数字もあげず、世論調査に見られる「いまだ残る差別意識」、実証に欠ける「結婚や就職の差別」を記述するなど、かえって誤った理解を広げ啓発不信を招きかねないと指摘してきた。是正をセンターに求められたい。

さらに、今日における「同和問題に関する国民の差別意識」についてどのように認識されているか、また自治体への研修にあたって留意している点を明らかにされたい。

## (5) 文部科学省

1, 義務教育の国庫負担制度の維持、給食費など「学校徴収金の納入についての同意書」の提出の強制を行わないこと、教職員定数の確保や給与水準の維持、給付制奨学金の創設、高校まで就学援助金を拡大すること、私学助成金の大幅増額（経常費の2分の1助成を早期達成すること）をされたい。

高校無償化の所得による制限を設けないこと。義務教育における準要保護児童生徒の就学援助の国庫負担金を復活させること。

また、学校施設の耐震化を促進するために、改築等の補助単価を実際の建築単価に見合うものにする。

2, 深刻な事態にある生徒・学生など青年の就職難に関わり、正規労働の拡大、統一応募書式の徹底、新規学卒者の求職確保、ニート対策などに十分な予算を確保されたい。

3, 児童生徒支援加配教員については、依然として人権（同和）問題を対象とした偏向配置になっていることから趣旨にそった適正な配置と、大幅な人員増をはかること。各都道府県別に配置人数の実績・今年度人数と予算を明らかにされたい。

4, 「人権教育」に係わって、教育の中立性の確保など審議会第1次答申の留意点や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年）第3条をふまえ指導を徹底されたい。

また内心の点数化につながる「道徳の教科化」は止められたい。

5, 同和問題に関わる教科書記述について、児童生徒の発達段階を考慮し義務教育段階の教科書に記述すること自体の是非を検討するとともに、政治起源説や今日の研究水準を反映していない記述や各時代の中での偏重した記述、同和問題解決の到達点を無視した記述などを全面的に是正し、誤った理解が広がらないよう学習指導要領を見直されたい。

「差別発言」とされる用語を学校教育で教えて使うなどは矛盾している。義務教育段階では不要な賤称語記述と、それにもとづく学習指導はやめられたい（副読本も同様）。学校内で児童生徒が賤称語を用いた「言動」については、差別事象、差別事件化したりせず、校内で教育的解決をはかるよう徹底されたい。

旧同和地区の児童生徒を選別し「部落民宣言」を行わせる学校がいまだにみられる。また三重県内では旧同和地区を「フィールードワーク」と称し親等の意向を無視して行われている。時代錯誤も甚だしい。省は即刻是正を指導されたい。

6, 国会の衆参両議院は2008年6月6日、それぞれ「アイヌ民族を先住民族

とすることを求める決議」を全員一致で採択した。省は国会決議を活かし、アイヌ民族関係者で高校・大学に進学する者への奨学金を給付にし、全国どこでも受けられるよう行政が責任をもつこと。

また、北大をはじめ旧帝大がアイヌの墓を掘り起こし遺骨や副葬品を一研究資料として持ち去ったことへの抗議が起こされている。どのように対応するのか。

- 7, 政府をはじめ全国の教育委員会が障害者の法定雇用の達成と最賃以上の賃金が確保できるよう指導を徹底されたい。
- 8, 内心の自由に踏み込む「日の丸・君が代」の教職員、児童生徒学生、保護者に強制しないこと。
- 9, 20万件といわれる、いじめの問題で法制定や指導通知がなされたが、ゆとりのない学校や教育内容を抜本的に見直さなければ減らすことはできない。大津の教訓をどのように受け止めているか明らかにされたい。
- 10, 学力テストは、子どもや教師、学校の競争と選別を促すのみで何ら得るべきものはない。しかも学校別結果公表は点数競争をさらに激しくし、教育をいっそう学力テスト対策偏重でゆがめ、豊かな学力の形成を妨げる。テストのとりやめと公表の中止を強く求める。
- 11, 高等学校の中途退学・進路変更等の実態調査は2003年度(平成15年)以降、中断しているが、昨今の社会情勢の激変から公私立学校での中途退学・進路変更者が調査時よりも増加の傾向にあると想定される。よって中断している同調査の再開を要望する。

### (6-1) 厚生労働省(雇用開発課)

- 1, 派遣労働者の違法な首切りをやめさせ雇用の継続と、暮らしが成り立つよう最低賃金を1000円に大幅に引き上げることを企業に要請するとともに、雇用保険給付期間の延長、訓練事業の拡充、訓練手当の増額、就業の安定と労働者の資質向上のための関連制度の充実をはかられたい。

特に若年層の過労死や精神障害の増大は、正規・非正規問わず、過酷なノルマと異常な残業、不出来の場合は自己責任を迫りし休職に追い込むなど労働者使い捨ての実態が反映している。いわゆるブラック企業の規制をはじめ労基署は十分な相談体制をとること。

- 2, 就職応募者の人権を保障し、公正・合理的な採用システムの確立について、すべての企業に対し、「統一応募用紙」の精神を遵守し、身元調査、思想・信条調査、縁故採用、身元保証をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶するよう指導を徹底すること。

昨年の「就職差別につながるおそれ」の内容と件数を明らかにされたい。また、新規卒業者に対する募集取り消しや採用内定後の一方的内定取り消しの根絶、「不安定就労者」の定義を明らかにするとともに、不安定改善のための施策を整備すること。

さらに「選考採用委員」手帳における資料では同和偏重をあらため憲法条項を周知すること。

- 3, 女性の経済的自立はきわめて困難を強いられている。正規の女性労働者は、能力主義・成果主義が導入された職場で、男性なみの長時間過密労働をしながら、賃金は男性の66.8%、女性管理職の比率はわずか9.9%で、セクシャルハラスメントの告発もあとを絶たない。ジェンダー平等に係わり国際的評価も依然低いままである。抜本改善に取り組まれない。
- 4, 隣保館経由の雇用保険適応日数上乘せ制度は、同和対策の延長制度である。即刻廃止されたい。なお、昨年度の実績を各県ごとに明らかにされたい。
- 5, 障害者の法定雇用の達成と最賃以上の賃金確保を徹底されたい。
  - (1) 障害者雇用率を達成していない事業所名を公表し、指導を強化されたい。
  - (2) 障害を理由にリストラや差別的待遇をされることのないように各事業所への指導を強化されたい。
  - (3) 障害者の最賃減額適応協議の場に、障害者本人および障害者・家族団体の代表を加えられたい。また、最低賃金法による最低賃金減額分について、国が個人に保障されたい。
  - (4) 障害基礎年金を突然に支給打ち切りされる人が急増している。恣意的に支給を抑えようとしているのではないか、という指摘もある。対象者の理解を前提に、慎重に対応されたい。
- 6, ILO第83回総会で採択された第177号条約（通称・家内労働条約）について、条約に賛成した政府の立場・責任からも早期にその批准をはかること。また、次の具体的対策と措置を緊急におこなうこと。
  - (1) 家内労働者の賃金、仕事の打ち切りなどの労働条件、失業時の休業補償などの社会保障をはじめとする労働者としての最低限の権利確立のため、現行家内労働法を抜本的にただちに改正すること。また、必要な新法の策定にむけての検討と関係する現行法の改定をただちにはかること。
  - (2) 家内労働者の低工賃と長時間労働の解消や権利の向上、社会保障の拡充、労働諸条件の最低限の権利の保障などの実現のため、大幅な財政措置をとる抜本的対策を実施すること。
  - (3) 特に、家内労働者のための休業補償制度と未払い工賃の立替払制度を確立すること。また、労働者災害補償保険法の家内労働者特別加入制度の掛金を下げること。
  - (4) これらの推進のために、日本国内の家内労働者の組織との協議の場を正式に設置し、とりくみの具体化をはかること。

## (6-2) 厚生労働省（地域福祉課）

- 1, 母子対策関連事業（旧家庭支援推進保育事業）の各都道府県別実績（対象保育所数）と来年度の予算内容を明らかにするとともに、旧同和地区偏重の保育師加配は根拠が明らかではなく社会的交流を妨げている。即刻廃止されたい。

- また、「人権保育」と称する極端な放任主義や過度な特別扱いを内容とする「解放保育」の実態を調査し偏向保育をやめさせること。さらに、保護者の自己責任と市場ルールによる「子供・子育て新システム」をやめること。
- 2, 「部落解放団体」支部事務所を抱え、「住民の自由な社会的交流の場にふさわしくない実態」にある隣保館の所在を明らかにし、公益に反するこれら施設への補助を停止するなど公平中立な管理と運営にむけた指導を徹底されたい。部落（同和）問題解決の到達にたち、隣保館が行う、旧同和地区を前提にした、相談や交流に関する国補事業は廃止し、市民が自主的に学習・交流できる施設に設置要綱や基本・特別事業も含め大幅に見直すことが、自然な地域交流の促進につながる。広域隣保も含め全面的な見直しをされたい（なお、広域隣保の各県別補助数と金額を示されたい）。
  - 3, 生活保護制度は、憲法 25 条が保障する生存権に係わる重要な制度である。国民の権利である申請権にもとづき、無条件で申請を受理すること。また、母子加算や高齢加算を復活するとともに、職業訓練を支給条件とする「自立」の強制や冬期加算、住宅扶助の見直しをやめて、暮らしが成り立つ金額へと大幅に引き上げること。さらに扶養義務の押しつけはやめること。

### （6－3）厚生労働省（老健局関係等）

- 1, 介護保険給付区分の見直しによる要支援 1 と 2 の自治体移管をやめられたい。また利用抑制につながる利用者負担の増額もやめ、介護保険制度の保険料や利用料の減免制度について、各地の実状をふまえて国の制度として拡充・整備を検討されたい。
- 2, 介護保険報酬の引き下げは事業所の倒産や労働者の賃金を大幅に引き下げ、人材の枯渇を生んでいる。
  - （1）介護・福祉職場の人材確保と処遇改善のため単価アップをはかられたい。
  - （2）介護職員処遇改善加算金の対象をすべての職員に拡大されたい。また、利用者に負担をかけずに加算金を継続、増額の対策を講じられたい。
  - （3）障害者関係でも給付費抑制をせずに、せめて従前の体系に戻されたい。
- 3, 「自立支援給付」として重度訪問介護を受けていた方が、「65歳になったから介護保険に移行しなさい」として自立支援法の介護給付を拒否されるケースが多く自治体で問題になっている。国の考えは「自立支援法の支給の際には様々な事項を考慮せよ」として一律的機械的な対応を戒めていると受け止めて良いのか。県や市を指導されたい。また、介護保険対象障害者に対する支援削減の大きな原因は国庫負担基準の介護保険対象者に対する減額規定にあることから、国庫負担基準の「介護保険対象者減額規定」撤廃をされたい。
- 4, 年金受給権を尊重し、安定した年金運営の確保などで支給年齢の繰り上げや給付額の実質的切り下げをしないこと。豊かで安心できる暮らしを満たすために満額支給の年齢は60才にし、年金の支払いは隔月を止めて毎月支払うこと。

非正規労働者が増える中、無年金者の増大、生活破綻を生まないために最低保障年金制度を創設されたい。

- 5, 国保税の都道府県単一化（広域化）に反対である。また強制徴収や債権管理機構へまわすことなどをやめ生存権や人権を保障されたい。国保減免制度の拡充をすすめ、短期保険証・資格証明書の発行はやめること。後期高齢者の医療費無料と保険料滞納者に対する保険証のとりあげはやめること。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し元の老人保険制度にもどすこと。低所得者でも入居できる特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を増やし早急に入所待機者を解消すること。
- 6, 小規模多機能居宅介護事業所の設置を促すために、新設ならびにサテライト建設に対して国の補助金制度を創設することやケアマネージャー配置への行政支援を行うこと。
  - (1) 24時間体制、看取り態勢を支えるうえでも、訪問診察を柔軟に行えるようにされたい。
  - (2) 小規模多機能居宅介護事業所の利用者が入院した場合においても、本人等の合意のもとで引き続き利用契約がなされている場合は、介護保険制度の契約が成立することを認められたい。

#### (7) 外務省・総合外交政策局（人道人権課）申し入れ

- 1, 公正で独立した国内人権機関の設置を求める。
- 2, 「女性差別撤廃条約」の政府報告に関わり、「マイノリティーの女性」をどう理解しているのか。2002年3月末で国の同和対策特別法は終了したもとので、かつての「同和地区や住民」を対象とする「実態調査」は不能・不要である。省の見解を明確にされたい。
- 3, いわゆる「ヘイトスピーチ」対策として省はどのような予算を考えているか。「ヘイトスピーチ」を規制する新規立法が必要と考えるか。既存法制の改正で対応できると考えているか。

国連の自由権及び人種差別撤廃委員会が日本政府に対して「ヘイトスピーチ」対策（法規制も含め）を求めている事に対する認識は。国連の関係委員会は「人種」の「世系」概念に部落問題は含むとするが、政府の見解は如何か。

「ヘイトスピーチ」規制は、国民の言論表現の自由を侵害・抵触するものであってはならない。新規立法については慎重な対応を求める。